

平成 31 年度（令和元年）
秋季定例会（雇用改善推進会議）

講 演

「新たな在留資格“特定技能”と、
建設分野の外国人材の受入れについて」

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課
労働資材対策室 企画専門官 藤本 真也 様

令和元年 10 月 25 日（金）

京王プラザホテル札幌

第Ⅲ部 建設分野の外国人材の受入れについて

国土交通省・建設技能人材機構・
国際建設技能振興機構



建設分野における外国人材の受入れ状況 国土交通省

- 建設分野で活躍する外国人の数は、2011年から5倍以上に増加（1.3万人→6.9万人）
- 在留資格別では技能実習生が最も多く（2018年：4.6万人）、近年増加傾向にある。
- 2015年から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始したところ。

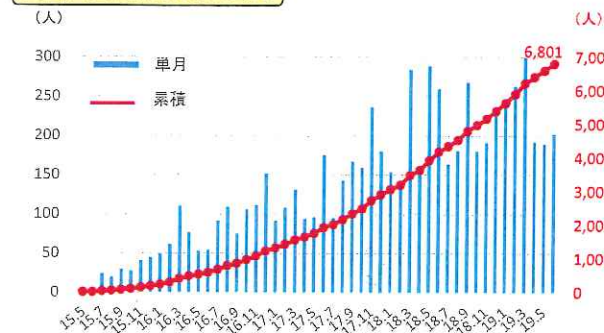
建設分野に携わる外国人数 （単位：人）

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2011→2018 増加率
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	112.8%
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	434.7%
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	577.2%
外国人建設就労者	0	0	0	0	401	1,480	2,983	4,796	-

※外国人建設就労者は年度末時点、その他は10月末時点の人数
出典：外国人建設就労者は国土省調べ、その他は外国人雇用届出状況（厚生労働省）

外国人建設就労者の受入状況（2019年6月末時点）

外国人建設就労者の入国月



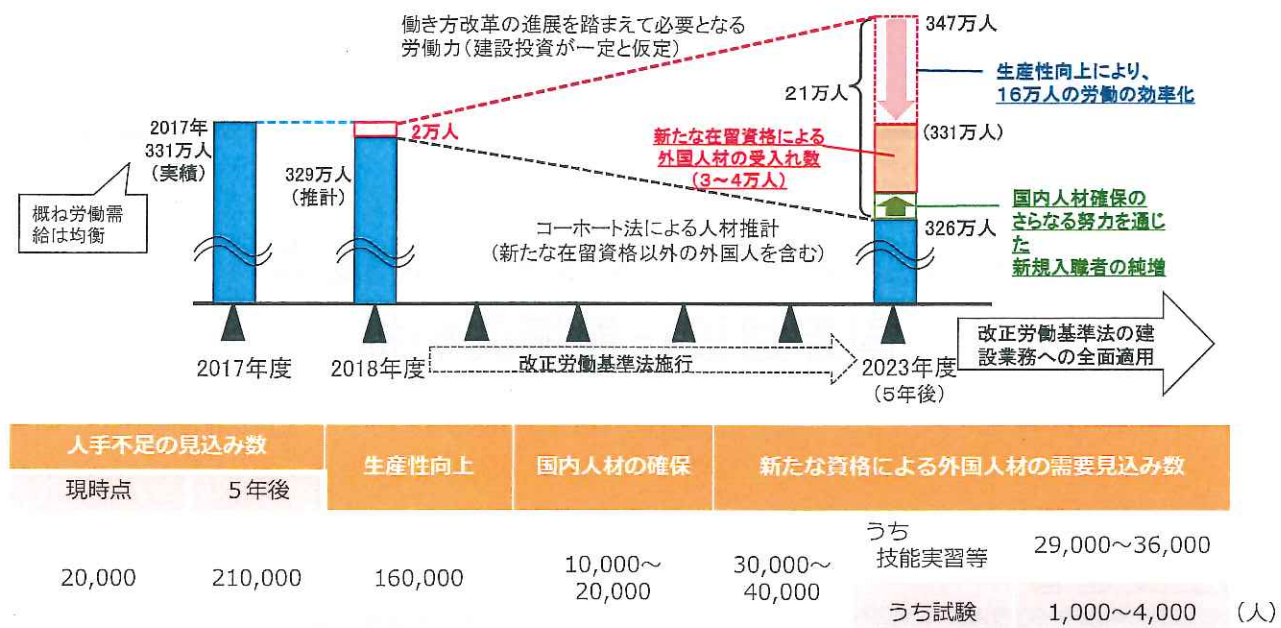
国籍別の状況

国名	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	ミャンマー	モンゴル	タイ	カンボジア	ネパール	スリランカ	ラオス
人数	2,441	1,040	585	509	74	59	35	27	11	11	4

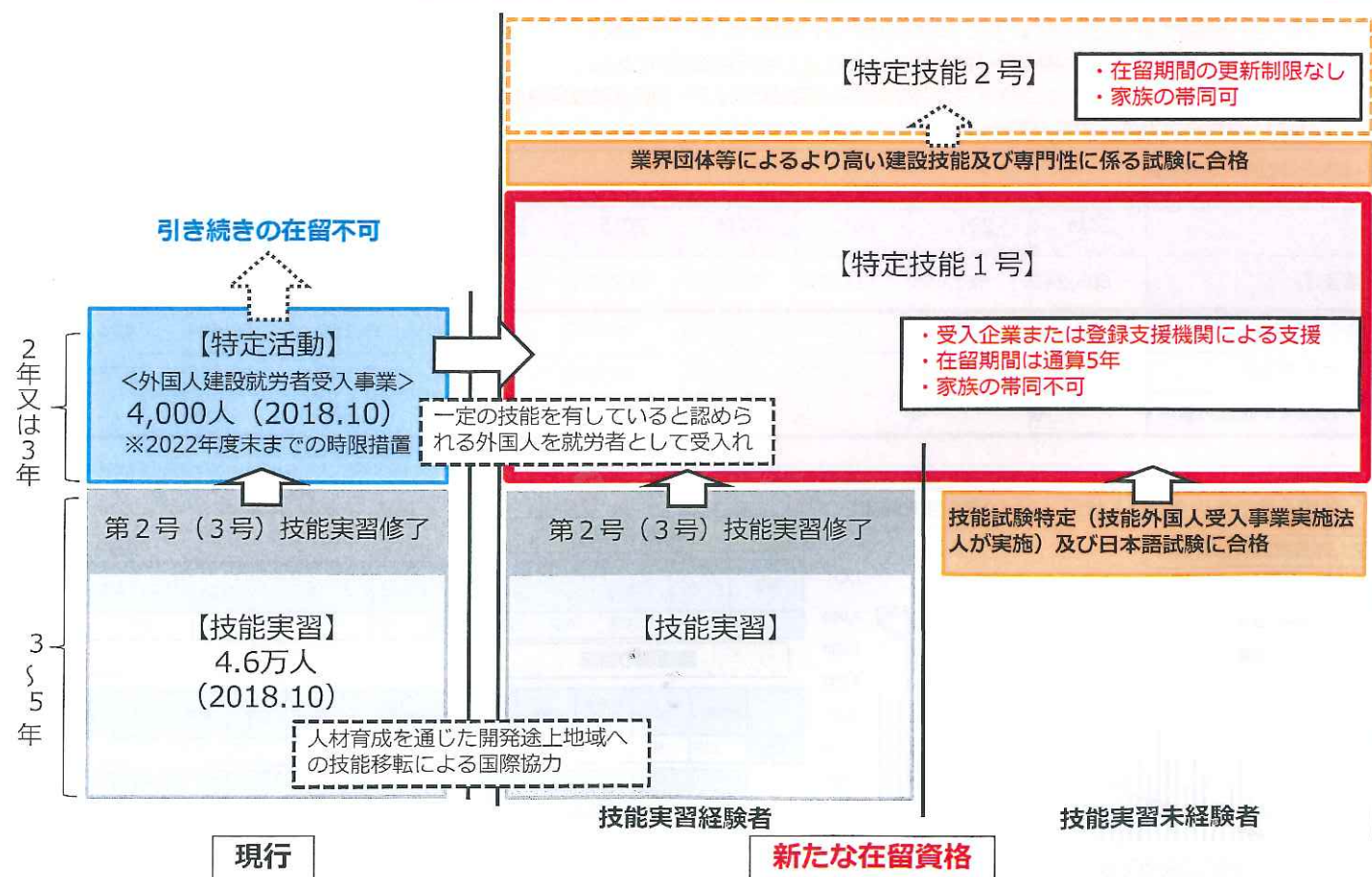
職種別の状況

	鉄筋施工	どび	建築大工	溶接	型枠施工	左官	建設機械施工	内装仕上げ施工	塗装	鉄工	防水施工	配管
人数	919	916	597	460	356	325	270	181	146	143	100	84
	コンクリート圧送施工	建築板金	タイル張り	断熱録施工	かわらぶき	表装	サッシ施工	石材施工	フェルボイント施工	建具製作	冷暖空気調和機器施工	さく井
	83	42	42	27	22	21	20	13	8	8	7	6

- 現在の就労者の年齢構成等を踏まえると、**2018年度は約329万人、5年目は約326万人**となると見込まれる。他方、建設業における働き方改革の進展を踏まえて必要となる労働力は、**2018年度は約331万人、5年目は約347万人**と見込まれる。その結果、2023年時点では**21万人程度人材が不足**する見通し。
- 2025年までに建設現場の生産性を20%向上させるという目標(未来投資会議(2016.9))等を踏まえ、年1%程度の労働効率化を目指し、**5年間で16万人程度**の生産性向上を図りつつ、働き方改革や処遇改善により**1万人～2万人程度**(就労人口の純増)の国内人材確保を目指す。
- こうした取組を行ってもなお不足する**3～4万人程度の人材については、特定技能外国人材を受け入れる。**



3



4

I. 特定技能外国人制度の概要

○特定技能1号

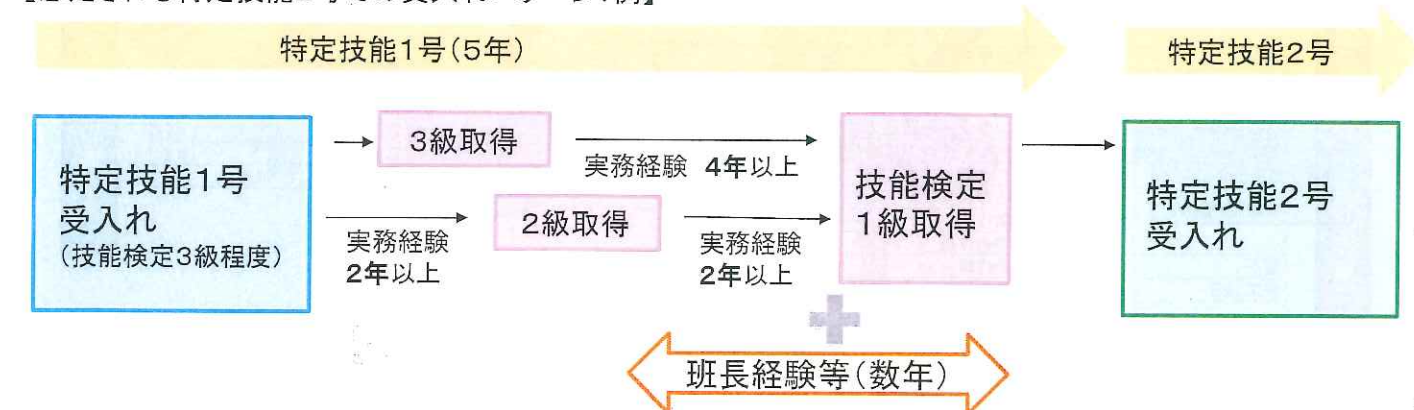
(例) 土木・建築工事の建設現場における建設機械の操縦、鉄筋の組立て、内装仕上げ等

→ 図面を読み取り、指導者の指示・監督を受けながら、適切かつ安全に作業を行う技能や安全に対する理解力等が要求される。当該業務に必要な技能の水準は、**技能検定3級程度**。

○特定技能2号

→ **建設現場において複数の技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理すること**が要求される。当該業務に必要な技能の水準は、**技能検定1級程度**。

【想定される特定技能2号での受入れパターン: 例】



6

- 1. より長い受入れが可能、職長クラスになり特定技能2号に移行すれば、期間制限なし
- 2. 帰国した実習生等の再呼び寄せが可能
- 3. 建設業での技能を有する外国人材を採用可能
- 4. 企業が監理団体を介さずに直接雇用することが可能
- 5. 建設業界によって設立した非営利法人による間接コストを低減した受入れが可能

技能実習及び外国人建設就労者の受入対象分野(25職種38作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事業業 ロータリー式さく井工事業業
建築板金	ダクト板金作業 内外装板金作業
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事業業
型枠施工	型枠工事業業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業 石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業 プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事業業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事業業 カーペット系床仕上げ工事業業 鋼製下地工事業業 ボード仕上げ工事業業 カーテン工事業業
表装	壁装作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事業業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事業業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事業業
建設機械施工	積み込み作業 掘削作業 締固め作業
築炉	築炉作業
鉄工(※)	構造物鉄工作業
塗装(※)	建築塗装作業 鋼橋塗装作業
溶接(※)	手溶接 半自動溶接

※建設業者が実習実施機関である場合に限る

職種(技能)
型枠施工
鉄筋施工
屋根ふき
左官
内装仕上げ
コンクリート圧送
建設機械施工

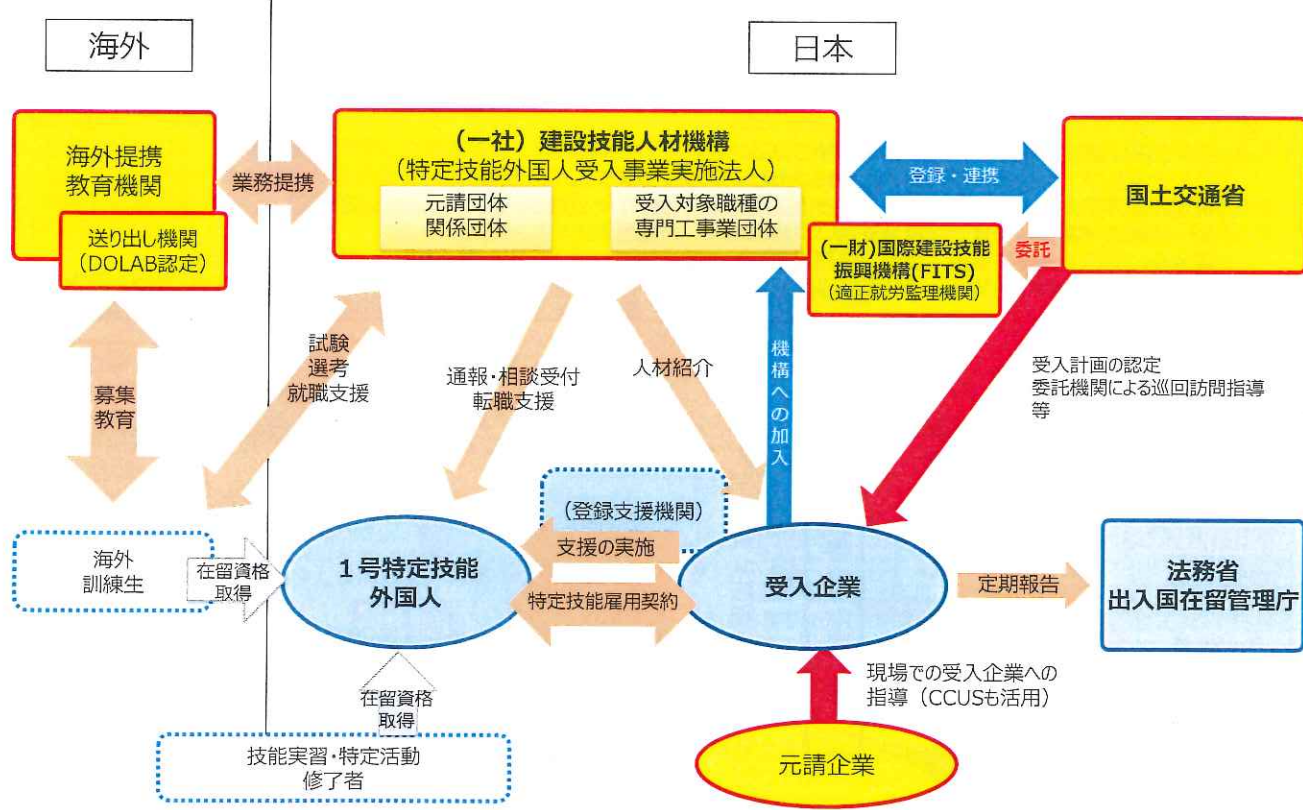
新規受入れを行う職種(技能)
トンネル推進工
土工
電気通信
鉄筋継手

特定技能の受入対象分野「建設分野」(11職種)

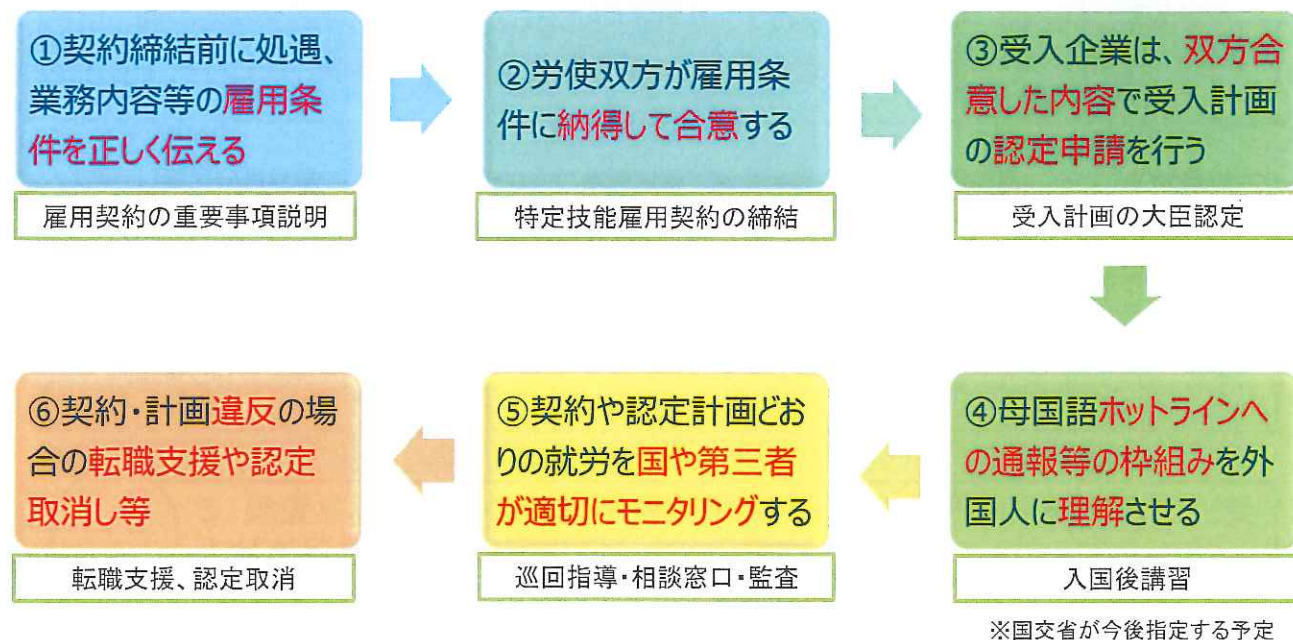
調整中

技能	受入開始年度
型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上 <11技能>	2019年度
建築大工、とび、建築板金、配管、建設塗装、保温保冷、ウレタン断熱 <7技能>	業務区分が概ね合意しているもの
防水、造園、シャッター・ドア施工、舗装、電気工事 <6技能>	業務区分未整理

※ 太字の職種は、関連の職種での技能実習の受入れ実績があるもの。



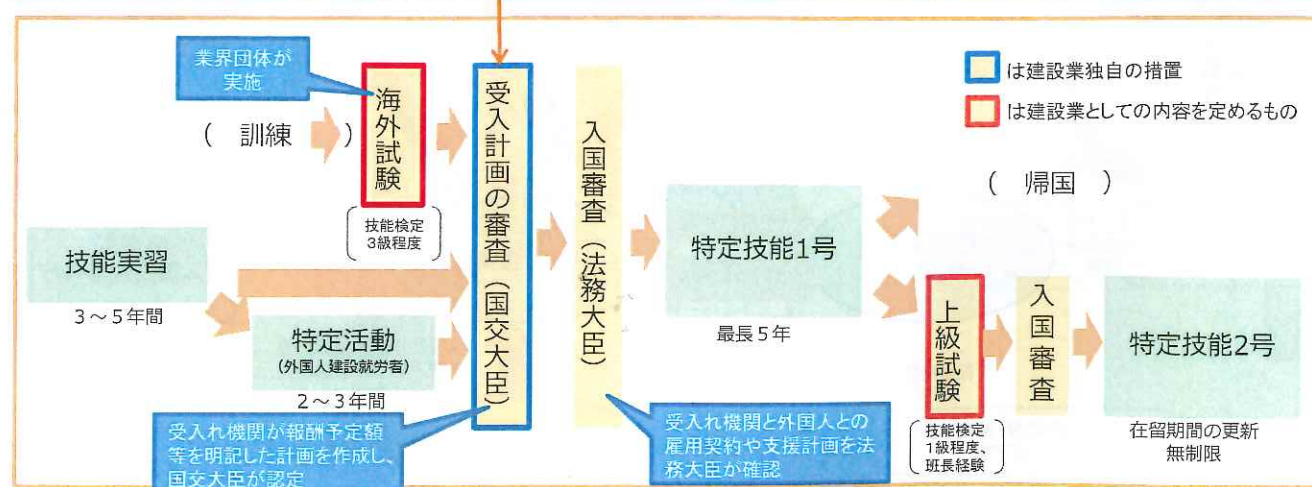
出入国管理庁に対する手続きに加えて、建設分野での外国人の受入れ実態や業種特性を踏まえ、以下の手続きを原則化



国土交通省への受入計画の認定関係(建設分野)

○1号特定技能外国人の受入れ要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて**国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入企業）の基準**を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、1号特定技能外国人の入国に先立ち、**受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定**を受けることを求める（具体的な基準は入管法省令に基づく国土交通省告示に規定）
- 3) 受入計画の認定基準
 - ① 受入企業は**建設業法第3条の許可**を受けていること
 - ② 受入企業及び1号特定技能外国人の**建設キャリアアップシステムへの登録**
 - ③ **特定技能外国人受入事業実施法人（（一社）建設技能人材機構）への加入**及び行動規範の遵守
 - ④ **同一技能同一賃金、安定的な賃金支払い（月給制）、技能習熟に応じた昇給**
 - ⑤ 賃金等の契約上の**重要事項（賃金、業務内容等）の書面での事前説明**（外国人が十分に理解できる言語）
 - ⑥ 国又は適正就労監理機関（（一財）国際建設技能振興機構）による受入計画の適正な履行に係る**巡回指導の受入れ**等



特定技能外国人受入事業実施法人の役割

建設分野における外国人の受入れに当たっては、建設技能者全体の処遇改善、低賃金・保険未加入・劣悪な労働環境等のルールを守らないアウトサイダーやブラック企業の排除、他産業・他国と比して有為な外国人材の確保、失踪・不法就労の防止、受注環境の変化に対する的確な対応等の課題に対応する必要

建設業者団体等が共同して設立する法人において、**業界を挙げてこれらの課題に的確に対応することにより、建設分野における外国人の適正かつ円滑な受入れを実施**

特定技能外国人受入事業実施法人

- ・ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入実現に向けた行動規範の策定・適正な運用
- ・ 建設分野特定技能評価試験の実施
- ・ 特定技能外国人に対する講習・訓練又は研修の実施、就職のあっせんその他の雇用機会確保の取組
- ・ 認定受入計画に従った適正な受入れを確保するための取組

アウトサイダー・フリーライダーの防止（全員加入・公平負担の原則）

多数職種の共同
実施によるスケールメリットの発揮

公正競争・適正就
労のルール遵守・
ルールを守らない
企業の排除

民間職業紹介
事業者の役割を
代替

外国人受入に係る行動規範

○ 特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範

【策定：一般社団法人 建設技能人材機構】

I. 総則

1. 建設業界は一般社団法人建設技能人材機構を設立し、**行動規範の遵守に一致協力**
2. 低賃金雇用により競争環境を不当に歪める者等との関係遮断
3. 生産性向上や国内人材確保の取組を最大限推進
4. **労働関係法令等の遵守**、特定技能外国人との相互理解、文化や慣習の尊重

II. 受入企業（雇用者）の義務

5. 特定技能外国人が在留資格を適切に有していることを常時確認
6. 同等技能・同等報酬、月給制等、技能の習熟に応じた昇給等の適切な処遇
7. 外国人を含め被雇用者を必要な社会保険に加入
8. 契約締結時に雇用関係に関する重要事項の母国語説明、書面での契約締結
9. 外国人であることを理由とした待遇の差別的取扱の禁止
10. 暴力、暴言、いじめ及びハラスメントの根絶、職業選択上の自由の尊重
11. 建設キャリアアップシステムへの加入、技能習得・資格取得の促進
12. 安全確保に必要な技能・知識等の向上支援、元請企業が行う安全指導の遵守
13. 日常生活上及び社会生活上の支援
14. 直接的、間接的な手段を問わず悪質な引抜行為を禁止
15. 機構の行う共同事業の費用を負担

Ⅲ. 元請企業の役割

16. 建設キャリアアップシステムの活用等による在留資格等の確認の徹底、不法就労者・失踪者等の現場入場禁止
17. 正当な理由なく、特定技能外国人を工事現場から排除することを禁止
18. 特定技能外国人への適切な安全衛生教育及び安全衛生管理
19. 自社の工事現場で就労する特定技能外国人に対する労災保険の適用を徹底

IV. 共同事業の実施

20. **事前訓練及び技能試験、試験合格者や試験免除者の就職・転職支援の実施**
21. 日本の建設現場未経験の特定技能外国人に対する安全衛生教育を実施
22. 受入企業による労働関係法令の遵守、理解促進等を推進
23. 受入環境変化時の特定技能外国人への転職先の紹介、斡旋
24. (一財)国際建設技能振興機構に委託して、**巡回訪問等による指導・助言業務、苦情・相談への対応**を実施
25. **地方部の求人情報発掘、都市部と地方部の待遇格差是正**のための助言・指導等、建設特定技能協議会からの地域偏在対策に関する要請に応じて必要な措置を実施
26. **会費徴収や共同事業等の事業運営を実施**

V. 实效性確保措置

27. 本規範の違反者に対する除名等
28. 必要に応じた国土交通省、法務省その他関係機関と連携

VI. 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の取り扱い

29. 特定技能外国人への取扱いに準じた外国人技能実習生及び外国人建設就労者の適正な就労環境の確保

建設技能人材機構の会員である団体について

<正会員> 24団体

2019年9月3日現在

職種	団体名	職種	団体名
型枠施工	(一社) 日本型枠工事業協会	屋根ふき	(一社) 全日本瓦工事業連盟
左官	(一社) 日本左官業組合連合会	電気通信	(一社) 情報通信エンジニアリング協会
コンクリート圧送	(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会	鉄筋施工	(公社) 全国鉄筋工事業協会
トンネル推進工	(公社) 日本推進技術協会	鉄筋継手	全国圧接業協同組合連合会
建設機械施工	(一社) 日本機械土工協会	内装仕上げ	(一社) 全国建設室内工事業協会
	日本発破工事協会		日本室内装飾事業協同組合連合会
	(一社) 全国基礎工事業団体連合会		日本建設インテリア事業協同組合連合会
	(一社) 日本建設機械レンタル協会		
土工	(一社) 日本基礎建設協会	元請ゼネコ 他	(一社) 日本建設業連合会
	(一社) 日本機械土工協会 (再掲)		(一社) 全国建設業協会
	(一社) 全国中小建設業協会		(一社) 日本道路建設業協会
	(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会		(一社) 全国中小建設業協会 (再掲)
			(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
			(一社) 電設工業協会
			(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会

<賛助会員>

賛助会員 (団体)	賛助会員 (企業)
(一社) 日本建設機械施工協会	建設企業42社

※ 建設企業は、正会員団体のいずれかに加入又は (一社) 建設技能人材機構に賛助会員として加入していれば、特定技能外国人の受入れはいずれの職種でも可能。

15

外国人会費・受入負担金について

◆ 会費

会員種別	会費の年額
正会員 (建設業団体)	36万円 * 1
賛助会員 (企業/建設関連団体)	24万円
賛助会員 (登録支援機関)	24万円 * 2

* 1:ただし、①試験問題作成等の事業協力と受入負担金の収納代行業務を行う正会員、及び②傘下に特定技能外国人受入企業を有さない正会員は、会費を免除する。

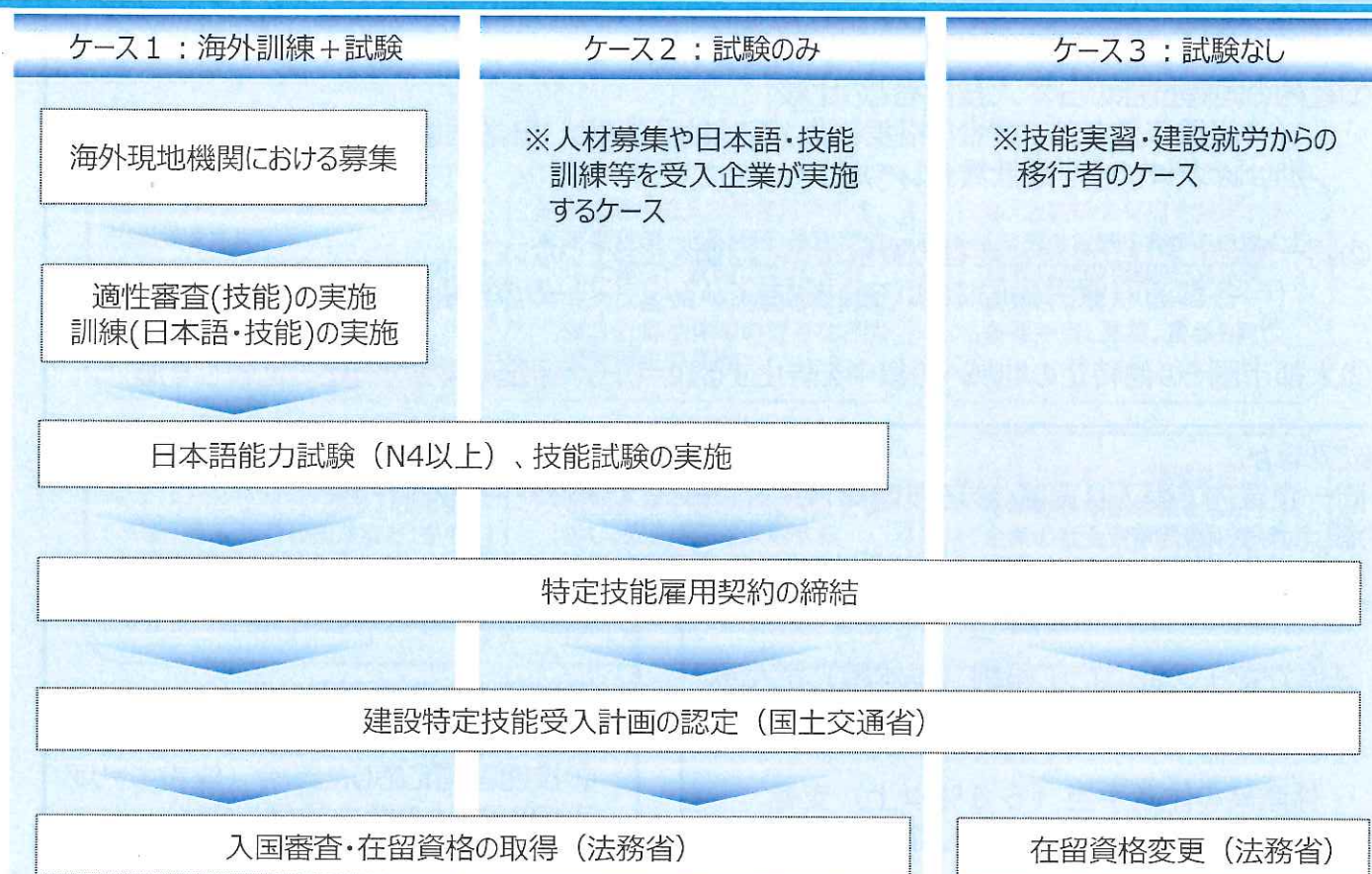
* 2:ただし、支援委託契約を締結する相手方企業(建設分野特定技能外国人受入企業)の数が少ない登録支援機関は、その規模に応じて賛助会費を減額する。
cf.) 20社未満:12万円、10社未満:6万円、5社未満:3万円

◆ 受入負担金

対象となる特定技能外国人の別	1人あたり受入負担金の月額
試験合格者 (機構が指定する海外教育訓練を受ける場合)	2万5千円 (参考:年額30万円)
試験合格者 (機構が指定する海外教育訓練を受けない場合)	1万5千円 (参考:年額18万円)
試験免除者 (技能実習2号修了者等)	1万2千5百円 (参考:年額15万円)

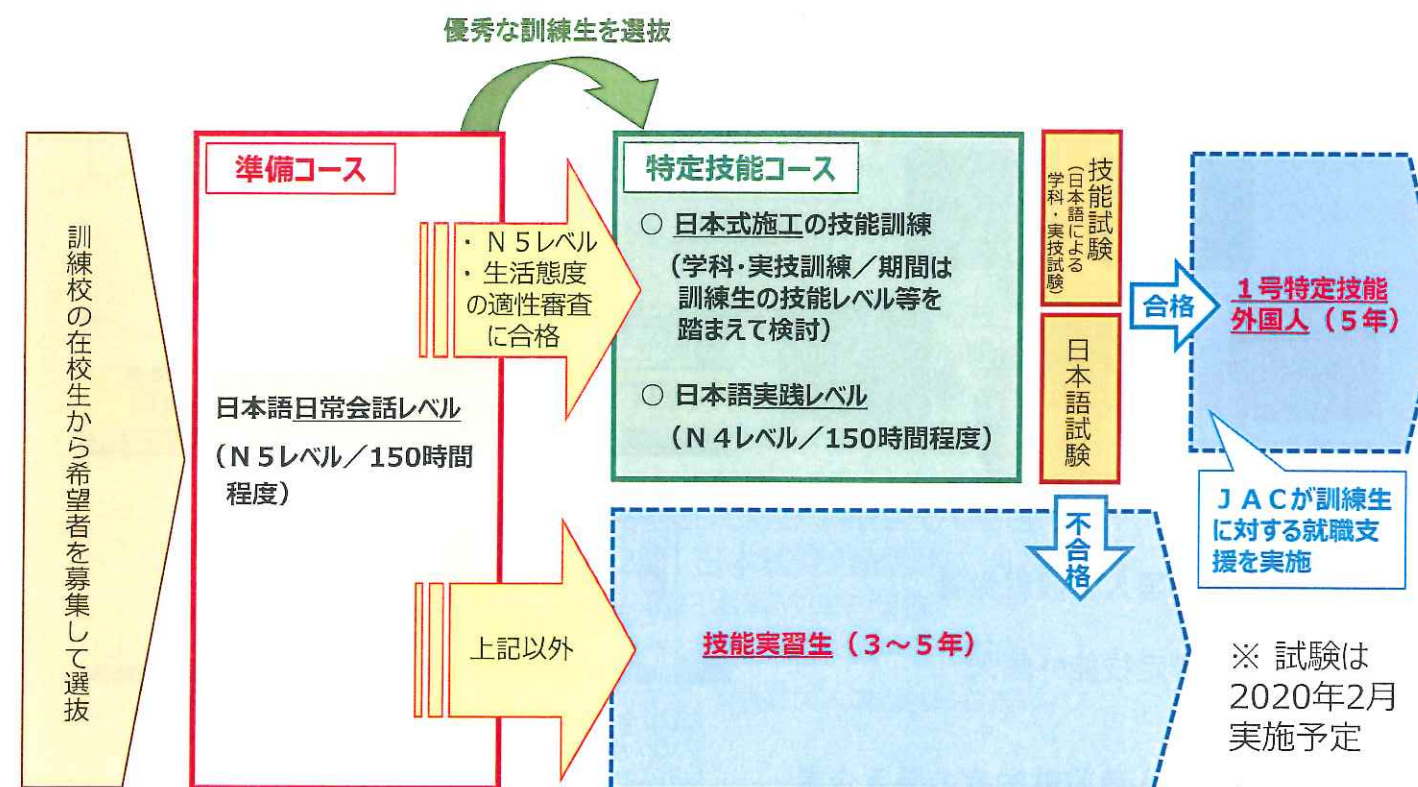
16

特定技能外国人の在留資格取得までの主な流れ(イメージ)



17

教育訓練・試験の実施方法(イメージ)



現在、ベトナム政府および提携予定訓練校と調整を行っている内容であり、調整次第では変更があり得るもの

18

同等の技能を有する日本人と同等額以上

- ① 社内の同等技能の日本人技能者との比較
(⇒経験年数の差で賃金に格差を設けることは可能だが、日本語能力を理由とした賃金の差別は認められない。最低賃金レベルは×)
- ② 同一圏域における建設技能者の賃金水準と均衡を失っていないこと
(⇒各都道府県労働局において公表されているハローワークの求人求職賃金を参考に)
- ③ 大都市圏その他特定の地域への集中を防止する観点から、**全国の賃金水準との比較**も考慮

※このほか、
・同一企業内で受入れ実績のある**技能実習生**及び**外国人建設就労者**との比較
の観点からも審査を行う。

安定的な賃金支払い

天候や受注状況によって報酬(基本給)が大きく変動しない支払方法(月給制)の採用

- ・休業時の休業手当(60%以上)支給
- ・天候による休業を有給処理しない

技能習熟に応じた昇給

- ① 在留中の技能習得計画
- ② 技能習得に応じた昇給(建設キャリアアップシステムの能力評価と連動)

19

(一財)国際建設技能振興機構(FITS) 国土交通省

FITSの役割



2015年以降、外国人建設就労者の受入企業等に対して、3000回以上の巡回指導を実施

○設立年月日
平成27年1月15日
○所在地
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-4-3 竹内ビル6F
電話: 03-6206-8877 FAX: 03-6206-8889

20

外国人材を適切に受け入れるための企業の取組み

外国人材の受入れについて社内意識を共有する

- 経営者から職長・担当者まで、はたらきやすい職場・生活環境づくりに取り組む
- 暴言・いじめとは無縁の職場

労働法令や受入計画を順守する

- 事前説明・受入計画・雇用契約は正確で一貫したものとする
- 法令に基づいた労働時間把握、賃金計算や休暇の付与などは信頼関係の基礎

日本人と同等の処遇を実現する

- 「同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬」を支払う
- 安定的な収入
- 各種手当、昇給、賞与も同じ

いつでも相談できる体制をつくる

- いろいろな質問(給与、社会保険、受入れの仕組みなど)をそのままにせず答える
- 「何か困ったことがあればすぐ社長に相談できます」

技能者として本気で育成する

- 勉強会等を通じ技能向上を目指し、安全意識を共有する
- 技能検定受検、技能大会出場など目標を設定する
- 将来のキャリアパスを話し合う

社内外の日本人と交流を図る

- 地域の日本語教室を活用
- 企業の社会貢献活動や地域のイベント・スポーツ活動に参加
- お互いの文化へのリスペクト

(FITSがこれまで訪問した企業の取組み、面談した外国人建設就労者の声から作成)

21

外国人材の適切な受入れが企業にもたらすもの



☆外国人材の受入れを、人材確保面での企業の評価を高めるチャンスとして活かす

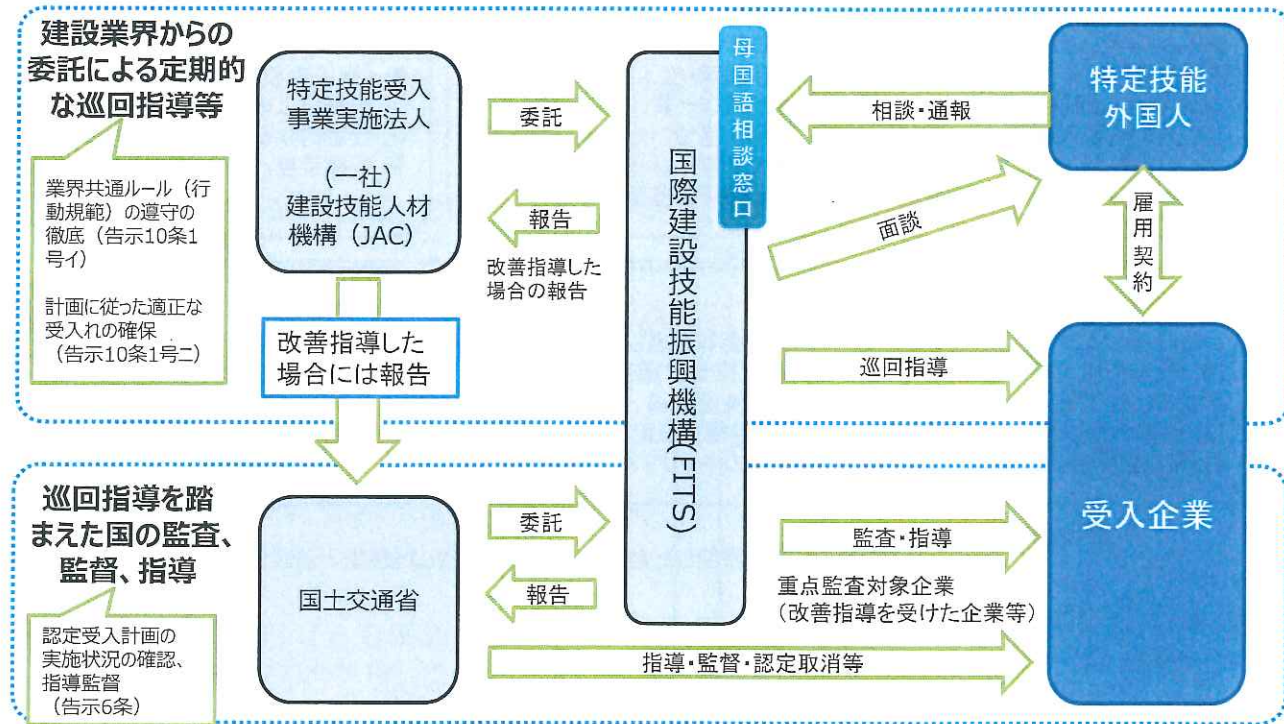
・「この会社は働きやすい会社です。これからもここで働きたいです。」(外国人建設就労者の声)

☆外国人材がそのポテンシャルを最大限に発揮する

- ・現場の主任技術者として登録、班長として活躍
- ・技能検定1級・2級、日本語能力試験N1・N2に合格
- ・後輩のために、毎週日本語教室を開催
- ・ハンドベルのチームを結成し、老人ホームを慰問
(平成29年度・30年度「優秀外国人建設就労者表彰」受章者のプロフィールから)

22

同一技能同一賃金、公正な競争環境確保、外国人の適正な就労環境確保、安全の徹底等の観点から、受入計画の認定時だけでなく、受入れ後も認定計画が継続的に実施されていることを担保するために、受入企業は、国又は適正就労監視機関である（一財）国際建設技能振興機構による巡回指導を受入れることが必要



23



(法務省資料より)

※赤枠は、適正就労監視機関である（一財）国際建設技能振興機構（FITS）または（一社）建設技能人材機構（JAC）が行う予定の業務が含まれる。

25

FITS咨询热线

FITS (国际建设技能振兴机构) 已开通「FITS咨询热线」, 可为外国籍人士提供日语、中文、越南语、英语、电话咨询服务。

中文电话咨询热线及咨询时间
咨询日: 每星期一至五、星期四及星期日 (节假日除外)
咨询时间: 10:00至18:00 (中午12:00至14:00休息)
免费电话号码: 0120-303-861
传真号码: 03-6206-8889
电子邮箱: hotline@fits.or.jp

▲ 中国語

ĐƯỜNG DÂY NÓNG HỖ TRỢ CỦA FITS

FITS (Cơ quan Khuyến khích Chuyển giao Kỹ năng Quốc tế trong Xây dựng) đã mở đường dây nóng hỗ trợ, có thể cung cấp dịch vụ tư vấn bằng tiếng Việt, tiếng Anh, tiếng Trung Quốc và qua điện thoại.

Ngày và thời gian giải đáp bằng tiếng Việt
Ngày giải đáp: Thứ 2, thứ 5 và Chủ nhật hàng tuần (trừ ngày lễ)
Thời gian nhận điện thoại: Từ 10:00 đến 18:00 (giờ nghỉ trưa từ 13:00 đến 14:00)
Số điện thoại tư vấn miễn phí: 0120-303-861
Số fax: 03-6206-8889
E-mail: hotline@fits.or.jp

▲ ベトナム語

KONSULTASI HOTLINE FITS

Kemampuan Transfer of Skills and Knowledge in Construction (FITs) telah membuka layanan konsultasi melalui telepon. Layanan konsultasi tersedia dalam bahasa Indonesia, bahasa Inggris, bahasa Vietnam, dan bahasa Jepang.

JADWAL PELAYANAN KONSULTASI DALAM BAHASA INDONESIA
Hari Konsultasi: Hari Minggu dan Kamis (kecuali hari libur nasional)
Waktu Konsultasi: Pukul 10.00 sampai 18.00 malam (istirahat nasional pukul 13.00-14.00)
Nomor Telepon Konsultasi Gratis: 0120-303-861
Nomor Faksimile: 03-6206-8889
Alamat E-mail: hotline@fits.or.jp

▲ インドネシア語

Pagkonsultang ginagampan ng FITS

Ang FITS (Pagpapalaganap ng Kakayahang Pangkalahatan sa Konstruksiyon) ay nagbukod ng hotline sa Filipino para sa mga pangangailangan sa konsultasyon sa pagpapalaganap ng kakayahang pangkalahatan sa konstruksiyon.

Aray at oras ng pagpagsangguni sa telepono para sa wikang Filipino
Aray ng pagkonsulta: Tuwing Linggo at Huwebes (Maliban sa mga espesyal na aray)
Oras ng pagkonsulta: 10:00 ng umaga hanggang alas 6:00 ng gabi (Maliban sa oras ng tangpang 1:00 hanggang 2:00 ng hapon)
Tel: 0120-303-864 (Libreng pagtawag)
Fax: 03-6206-8889
E-mail: hotline@fits.or.jp

▲ フィリピン語

FITS Hotline Consultation

FITS (Foundation for International Transfer of Skills and Knowledge in Construction) has established a general inquiry hotline for foreign construction workers. The hotline is available in Japanese, English, and Vietnamese.

Consultation days and hours by telephone in English
Consultation day: Every Sunday and Thursday (except public holidays)
Consultation hours: 10:00am to 6:00pm (except lunch hour from 12:00-1:00pm)
Tel: 0120-303-864 (Toll free)
Fax: 03-6206-8889
E-mail: hotline@fits.or.jp

▲ 英語 (表、裏)

Foundation for International Transfer of Skills and Knowledge in Construction

This card is an information of hotline consultation of foreign construction workers. It will be made to ensure that those who consult with us are not in any way treated unreasonably, so please feel free to call. Do not lend or hand over this card to others.

発行: 2018.4

発行所: 国際建設技能振興機構 (FITS) (General Incorporated Foundation: Foundation for International Transfer of Skills and Knowledge in Construction (FITS))

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 千代田ビル6階

Address: Tokyo City Bldg. 6F 1-1-1 Chiyoda, Chiyoda-ku, Tokyo

電話番号: Tel. 03-6206-8577

FAX: 03-6206-8889

E-mail: hotline@fits.or.jp

このカードを貸与された方は、お手持ちで必ず大切にしてください。

✓ 外国人建設就労者に対する支援として、国において、母国語ホットライン相談窓口を設置し、5か国語（中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語）による相談の受付を実施。

② 窓口の開設時間や連絡先を記載した「ホットラインカード」（左）の配布（入国時や巡回監査時）により行っており、年間80件程度（H29年度）の相談を受けている。

✓ 特定技能外国人についても、同様に母国語相談窓口を設置し、相談・苦情対応、通報を受けた監査を実施

【相談内容】有給休暇の取得、賃金支払い、受入企業の変更希望 等

【対応】相談を受けた（一財）国際建設技能振興機構において、外国人建設就労者の不安を取り除けるよう、本人の意向を尊重しつつ、受入企業・特定監視団体等との仲介

✓ なお、他の在留資格で入国した者（技能実習生等）についても、相談先が分からない等の問い合わせがあった場合は、担当窓口を紹介するなどの対応を行っている。

※技能実習生については外国人技能実習機構、その在留資格に基づく外国人労働者については各労働局の窓口を紹介。

- ① 役員又は職員の中から支援責任者（常勤であることを問わない）と支援担当者（常勤。事業所ごとに1名以上）を選任すること** ※兼任可。以下のいずれかの条件に該当する必要
 - ア 受入企業が過去2年間に技能実習等の受入れ実績があり、入管法、技能実習法及び労働関係法令等の外国人の受入れ又は管理に関連する法令を遵守（※）していること
 - ※ 刑に処せられたことがないこと、行政処分を受けたことがないこと
 - 技能実習法上の改善命令又は旧技能実習制度における改善指導（旧上陸基準省令の16号イからロ）を受けていないこと 等
 - イ 過去2年間に技能実習等の生活相談（法律相談、労働相談等）の業務経験がある者
 - ウ ア又はイの者と同じ程度に責任を持って適切に支援を行うことが見込まれる者
 - ※ 過去5年間に労働基準監督署からは正監督を受けていないこと
- ② 外国人が十分に理解できる言語（母国語でなくとも可）で支援を実施することができること**
 - ※ 通訳を職員として雇う必要はないが、必要ときに委託等により確保できるようにし、緊急時にも連絡がとれる体制を整える必要
- ③ 支援の状況に関する文書を作成し、雇用契約が終了した日から1年以上保存しておくこと**
- ④ 支援責任者及び支援担当者が、特定技能外国人に対する指揮命令権を持たない者であり、かつ、欠格事由（※）に該当しないこと**
 - ※ 過去5年以内に禁固以上の刑又は労働基準法・職業安定法・技能実習法等の関係法令に違反し罰金刑に処せられた者、過去5年以内に実習認定の取消を受けた者、特定技能雇用契約の締結前5年以内又は締結後に外国人に対する暴行や給与未払い・人権侵害等の出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を行った者、暴力団員 等
- ⑤ 受入企業が、雇用契約の締結前5年以内又は締結後に、他の特定技能外国人に対して支援計画に基づいた支援を怠ったことがないこと**
- ⑥ 支援責任者又は支援担当者が、外国人及びその指揮命令権を持つ者と3ヶ月に1回以上の頻度で定期的な面談を実施することができること**
- ⑦ 分野に特有の基準に適合すること** ※現時点ではなし

※登録支援機関に支援を全部委託する場合には支援体制を有しているとみなされる ※全部ではなく、一部を他者（登録支援機関でなくとも可）に委託可能

受入企業は、管轄の入国管理局に対して四半期に一度の定期的な届出を行うことが必要

1. 特定技能外国人の受入れ状況に関する届出

- ① 特定技能外国人の総数
- ② 特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号
- ③ 「特定技能」の活動を行った日数、活動の場所及び従事した業務の内容

2. 1号特定技能外国人支援計画の実施状況に関する届出

前ページに掲げる支援の実施の有無

3. 特定技能外国人の活動状況に関する届出

- ① 特定技能外国人の報酬と比較対象者とした従業員に対する報酬の支払状況
- ② 所属する従業員の数、特定技能外国人と同一の業務に従事する者の新規雇用者数、離職者数、行方不明者数及びそれらの日本人、外国人の別
- ③ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る適用の状況並びに労働者災害補償保険の適用の状況に係る状況
- ④ 特定技能外国人の安全衛生に関する状況
- ⑤ 特定技能外国人の受入れに要した費用の額及びその内訳

27

どのように支援を行うか？(全分野共通)

支援体制を有している場合

- ⇒ 支援をすべて自社で行う
- ⇒ 一部の支援を「他者」に委託する（委託先は自由）

支援体制を有していない場合

- ⇒ 支援の全部を「登録支援機関」に委託する

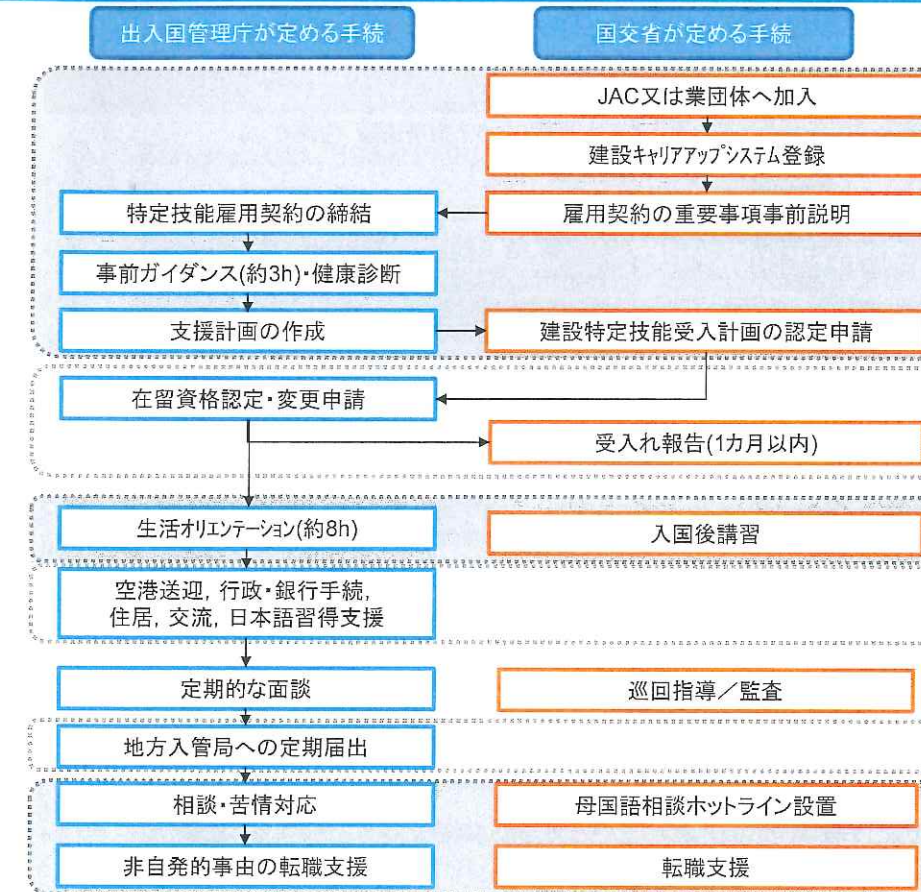
支援計画の作成、入国管理局への報告等

- ⇒ いずれの場合も自社で行うことが原則
（行政書士や登録支援機関などの者による補助は可能）



本当に全部の委託が必要か？ 自社で対応できるところはないのか？ 精査してみることも有効

28



○今後、FITSにおいて行う予定の業務

- ・適正契約支援アドバイザー業務
- ⇒ 企業・外国人双方納得できるトラブルのない受入れ
- ⇒ 行政審査の手戻り防止、迅速化
- ⇒ 支援費用の合理化

等

29

Ⅱ. 建設分野における技能実習制度及び外国人建設就労者制度の受け入れ基準の強化

○出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

＜衆議院＞（平成30年11月27日）

八 技能実習制度について、平成二十九年十一月に施行された新法に基づき、技能実習生の保護を適切に行い、失踪者の減少に努め、実習実施機関や監理団体に不適正な行為があるときは厳正に対処するほか、法務省において、新法の運用状況を速やかに検証し、その結果に応じて必要な措置をとること。

九 不法滞在者や失踪技能実習生を含む在留資格に応じた活動を行わない外国人を不法に雇い入れる雇用主の責任が重大であることに鑑み、関係機関の連携を強化し、不法就労助長行為の防止及び厳格な取締りに努めること。

＜参議院＞（平成30年12月8日）

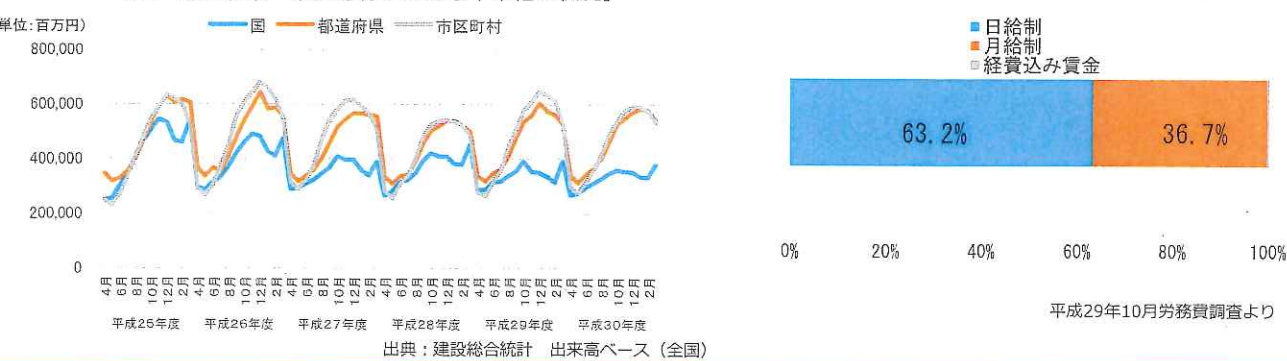
三 技能実習に関する制度及び外国人留学生が出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可を受けて行う報酬を受ける活動に関する制度の運用の実態を検証し、その結果に基づいて、制度又は運用の見直しその他の必要な措置を講ずること。

八 不法滞在者等を不法に雇い入れる雇用主や不法就労をあっせんする悪徳ブローカーの責任が重大であることに鑑み、関係機関の連携を強化し、不法就労助長行為の防止及び厳格な取締りに努めること。

建設業の特性を踏まえた対策の実施

課題1：建設業は、季節による受注量の変動が激しい業種。技能労働者の賃金は6割が日給制で仕事がないと手取り賃金が下がる

【国・都道府県・市区町村における平準化の状況】



課題2：建設業は、受注した工事ごとに就労する現場が変わる

- ⇒ 雇用主による労務管理、就労管理が難しい
- ⇒ 現場ごとに他業者との接触が多く、引き抜き等の可能性が高い

建設キャリアアップシステムの登録義務化

課題3：現場管理は元請、労働者を雇用するのは下請の専門工事業で、中小零細業者が大半

建設業許可を要件化 受入人数枠の設定

建設分野における受入れ基準の見直しについて

	※2019.4.1より適用 特定技能 （新設する基準）	※2020.1.1（人数枠の設定は2022.4.1）より適用 技能実習 （下線部：追加する基準案）	※2020.1.1（人数枠の設定は2022.4.1）より適用 外国人建設就労者受入事業 （下線部：追加する基準案）
受入企業に関する基準	・外国人受入れに関する計画の認定を受けること ・建設業法第3条の許可を受けていること ・建設キャリアアップシステムに登録していること ・建設業者団体が共同して設立した団体（国土交通大臣の登録が必要）に所属していること等	・技能実習計画の認定を受けること ・建設業法第3条の許可を受けていること ・建設キャリアアップシステムに登録していること等	・適正監理計画の認定を受けること ・建設業法第3条の許可を受けていること ・建設キャリアアップシステムに登録していること等
処遇に関する基準	・1号特定技能外国人に対し、 ➢ 日本人と同等以上の報酬を ➢ 安定的に支払い（月給制）、 ➢ 技能習熟に応じて昇給を行うこと ・1号特定技能外国人に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること ・1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等	・技能実習生に対し、 ➢ 日本人と同等以上の報酬を ➢ 安定的に支払うこと（月給制） ・雇用条件書等について、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めること ・技能実習生を技能実習2号移行時までに建設キャリアアップシステムに登録すること等	・外国人建設就労者に対し、 ➢ 日本人と同等以上の報酬を、 ➢ 安定的に支払い（月給制）、 ➢ 技能習熟に応じて昇給を行うこと ・外国人建設就労者に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること ・外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録すること等
その他	・1号特定技能外国人と外国人建設就労者との合計の数が、常勤職員の数を超えないこと	・技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと（優良実習実施者である場合を除く。）	・1号特定技能外国人と外国人建設就労者との合計の数が、常勤職員の数を超えないこと

※技能実習・外国人建設就労者受入事業の新基準については、制度施行日以降に申請される1号技能実習計画・新規の適正監理計画の認定より適用予定。
※外国人建設就労者受入事業による外国人の新規の受入れの期限（2020年度末まで）及び当該事業による外国人の在留期限（2022年度末まで）については、変更無し。

技能実習生の人数枠（現行の一般制度）

①基本人数枠

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員数の20分の1
201～300人	15人
101～200人	10人
51～100人	6人
41～50人	5人
31～40人	4人
30人以下	3人

②人数枠（団体監理型）

通常の者		優良基準適合者		
第1号	第2号	第1号	第2号	第3号
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
例） 常勤雇用者30人以下の場合：9人まで （1号：3人まで 2号：6人まで）		例） 常勤雇用者30人以下の場合：36人まで （1号：6人まで 2号：12人まで 3号：18人まで）		

※第1号技能実習生の数が実習実施者の常勤の職員の総数を超えるときは、当該常勤の職員の総数
※第2号技能実習生の数が実習実施者の常勤の職員の総数に2を乗じて得た数を超えるときは、当該常勤の職員の総数に2を乗じて得た数

- 技能実習生の受入れ人数枠(常勤職員数以下)が設定されるのは、3年後の2022年4月以降
- ただし、2022年4月に常勤職員数以下にするためには、計画的な受入れ人数調整が必要

(例)

常勤職員数3人の事業者が現在9名の実習生(1年目3人、2年目3人、3年目3人)を受け入れている場合

⇒ 毎年1名ずつの受入れに絞る

⇒ 現在受入中の実習生は、毎年1名ずつ特定技能(又は外国人建設就労者)に移行し、合計3名とする

⇒ 以上で、3年後、実習生3名、特定技能等3名、日本人3名となり、基準をクリア

【参考】 建設特定技能受入計画の作成に関するポイント

特定技能 提出書類一覧表

書類 No.	書類名	備考	フリガナ
1	建設特定技能受入計画認定申請書（告示様式第 1）	作成	
2	建設特定技能受入計画（告示様式第 1・別紙）	作成	
3	登記事項証明書	写し	
4	建設業許可証の写し（有効期限内のもの）	写し	
5	常勤職員数を明らかにする文書	写し	
6	建設キャリアアップシステムの事業所番号を確認する書類	写し	
7	特定技能外国人受入事業実施法人に加入していることを証する書類（会員登録証明書）	写し	
8	ハローワークに申請した求人申込書またはこれに類する書類 （計画申請日から 1 年以内のもの）	作成	
9	同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬であることの説明書	作成	
10	就業規則又は賃金規程 ※常時 10 人以上の労働者を使用しない企業は提出不要	写し	
11	同等の技能を有する日本人の給与明細又は賃金台帳	写し	
12	同等の技能を有する日本人の実務経験年数を証明する書類（経歴書等）	作成	
13	特定技能雇用契約書及び雇用条件書	作成	
14	変形労働時間に係る協定届、カレンダー（変形労働時間制採用の場合のみ提出）	写し	
15	雇用契約に係る重要事項事前説明書（告示様式第 2）	作成	

書類 No.1 建設特定技能受入計画認定申請書（見本）

樣式第 1 (第 3 条關係)

年 月 日

建設特定技能受入計画認定申請書

国土交通大臣 殿

(特定技能所属機関となろうとする者)
所在地
名称
代表者の氏名 (印)

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特設技能入国規則及び1号特設技能外国入国に鑑み当該基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有事項に該当する外国人等に対する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（以下「告示」という。）第3条第1項の規定に照らして、特設技能技能受入計画を別紙のとおり策定しましたのでその認定を申請します。

当機関は、人事費及び別添の記載が真実であることを宣誓し、發證特定技能受入計画の認定後、取りの手段により認定を受けたことが明らかとならない場合には、認定を取り消された後も再議を申し立てません。なお、計画が認定された場合、告示第4第2項の規定に基づき、認定後に記載された内容について、發證キャリアアップシステムに運営する一般財団法人建設業振興基金、適正労務監視機関及び特定技能外国人受入事業実施法人に提供することを誓い、同意し、同意しません。

書類 No.2 建設特定技能受入計画（見本）

※本図表は記載例です。内容とおりの記載を求めるものではありません。

[illegible]

書類 No.2 建設特定技能受入計画（見本（つづき））

赤字箇所は記載例です。本内容とおりの記載を求めるものではありません。

[illegible]

書類 No.2 建設特定技能受入計画（見本（つづき））

赤字箇所は記載例です。本内容どおりの記載を求めるものではありません。

[illegible]

書類 No.3 登記事項証明書（見本）

履歷事項全新証明書

大阪府中央社会福祉第一子目第61号 株式会社MATSUYAMA 会社法上平等番号 1000-01- XXXXXXXXXX	
役 号	XXXXXXXXXX 株式会社XXXXXXXXXX 平成15年6月21日設置 平成15年6月24日登記
本 部	大阪市 XXXXXX 区 XXXXXX 番地 XXXXXX 号 大阪市 XXXXXX 区 XXXXXX 番地 XXXXXX 号 平成15年12月24日移転 平成15年12月26日登記
公認する方法	監査に依頼。とする
会計年度及び決算日	昭和64年11月1日
目 的	①不動産の売買、貸付、借受及び管理 ②経営コンサルタント業務 ③建設業の企画等 ④土木建築関係の調査等 ⑤貯蓄等、重要事項に関する一切の業務 基本目的は上記に記載に 掲げられた事業 
	①不動産の売買、貸付、借受及び管理 ②経営コンサルタント業務 ③損害保険代理店等 ④生糸増産事業に関する業務 ⑤左記以外の事業 ⑥その他一切の業務 ⑦前各号に附帯関連する一切の業務 平成14年1月1日より変更 平成14年1月の日記帳
発行可能株式総数	500株
既に発行済みの株式 数及び種類並びに 株式を発行する旨 の規定	発行可能株式総数 500株 市発社の株式については、株券を発行する
資本金	金1000万円
株式と譲渡制限に 関する規定	同発社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。 平成17年法律第97号第 108条の規定により平成 18年5月1日より実施

※コピー不可

書類 No.4 建設業許可証（見本）

第 867 号

平成23年11月 4日

〒702-8005
岡山県岡山市中区
区画746-2

(特) 特定第

石 井 正 二

岡山県知事 石 井 正 二

特定 建設業の許可について(通知)

平成23年 9月 28日付けで受理のあった特定建設業について。

建設業法第1条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

※有効期限をご確認下さい。(期限切れ不可)

許可番号	岡山県知事	許可(第一口)第	556号
許可の有効期間	平成23年11月 7日から	平成23年11月 6日まで	
建設業の種類			
土木工事業	建築工事業		
大工工事業	電気工事業		
とび・土工工事業	造作工事業		
屋根工事業	タイル・レンガ・ブロック工事業		
鉄筋コンクリート造	改修工事業		
鉄骨造	しゅんせつ工事業		
鉄骨コンクリート造	びんくろ工事業		
鋼骨工事業	防水工事業		
瓦葺き工事業	建設監工事業		
軽鋼骨工事業	管理監工事業		

(注) 許可の業務範囲を行う場合の書類提出期限：平成23年10月 7日
 (この日から10月31日の日曜日を含む日)に、本府を所管する。

※各都道府県により書式が異なる為、本内容とおりの記載を求めるものではありません。

書類 No.5 常勤職員数を明らかにする文書（見本）

健康保険・厚生年金保険被保険者標準額決定通知書

畢業前就讀學校 畢業前學號	畢業前班級 畢業前姓名	畢業前學號 畢業前姓名	畢業前學號 畢業前姓名	畢業前學號 畢業前姓名
------------------	----------------	----------------	----------------	----------------

健康保險・厚生年金保險被保險者標準報酬決定通知書

被保険者 標準番号	被保険者氏名	生年月日	性別	適用年月	標準報酬月額	
					(標準)	(標準)
1			第 1 号	130,000	130,000	130,000
2			第 2 号	130,000	210,000	280,000
3			第 3 号	130,000	230,000	230,000
4			第 4 号	130,000	240,000	240,000
5			第 5 号	130,000	250,000	250,000
6			第 6 号	130,000	260,000	260,000
7			第 7 号	130,000	270,000	270,000
8			第 8 号	130,000	280,000	280,000
9			第 9 号	130,000	290,000	290,000
10			第 10 号	130,000	300,000	300,000
11			第 11 号	130,000	310,000	310,000
12			第 12 号	130,000	320,000	320,000
13			第 13 号	130,000	330,000	330,000
14			第 14 号	130,000	340,000	340,000
15			第 15 号	130,000	350,000	350,000
16			第 16 号	130,000	360,000	360,000
17			第 17 号	130,000	370,000	370,000
18			第 18 号	130,000	380,000	380,000
19			第 19 号	130,000	390,000	390,000
20			第 20 号	130,000	400,000	400,000
21			第 21 号	130,000	410,000	410,000
22			第 22 号	130,000	420,000	420,000
23			第 23 号	130,000	430,000	430,000
24			第 24 号	130,000	440,000	440,000
25			第 25 号	130,000	450,000	450,000
26			第 26 号	130,000	460,000	460,000
27			第 27 号	130,000	470,000	470,000
28			第 28 号	130,000	480,000	480,000
29			第 29 号	130,000	490,000	490,000
30			第 30 号	130,000	500,000	500,000

書類 No.6 建設キャリアアップシステムの

事業所番号を確認する書類

建設キャリアアップシステム登録が完了している場合

- 事業所番号が記載されたハガキ又はメールの写し【見本】

【見本】

[illegible]

建設キャリアアップシステム登録未了の場合

- 登録申請後、一般財団法人建設業振興基金より配信される
申請番号が記載されたメールの写し

書類 No.7 特定技能外国人受入事業実施法人に加入していることを証する書類

(見本)

特定技能外国人受入事業実施法人に加入している場合：

- 当該法人が発行した**会員であることを証する書類**の写し

所属する建設業者団体が特定技能外国人受入事業実施法人に加入してい

る場合：

- 当該所属団体が発行した会員であることを証する**会員であることを証する書類**の写し

【見本】

図解3-13

全員訪問

本社本部（有価証券）部長の宅へ
訪問 4 名
本社訪問人数合計表に記入
※ 氏名、性別、年齢

下記の氏名に①、②の記号で出席の有無があらわす。性別は「男」「女」。
氏名は「姓 名」で記入し、年齢は記入しない。

※

新 井 隆	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 2 3
佐 々 木 孝	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
石 川 正 吉	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
三 島 マチ	0 1 - 2 2 1 2 0 + + + +

【 別 紙 】

村 田 健	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 4 - 5 - 6
佐 々 木 孝	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
氏 名	姓 名

250 0 1 - 2 2 1 2 0 + + + + 0 0 0 1

13

書類 No.4 建設業許可証（見本）

第 867 号

平成23年11月 4日

〒702-8005
岡山県岡山市中区
区画746-2

(特) 特定第

石 井 正 二

岡山県知事 石 井 正 二

特定 建設業の許可について(通知)

平成23年 9月 28日付けで受理のあった特定建設業について。

建設業法第1条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

※有効期限をご確認下さい。(期限切れ不可)

許可番号	岡山県知事	許可(第一口)第	556号
許可の有効期間	平成23年11月 7日から	平成23年11月 6日まで	
建設業の種類			
土木工事業	建築工事業		
大工工事業	電気工事業		
とび・土工工事業	造作工事業		
屋根工事業	タイル・レンガ・ブロック工事業		
鉄骨造り工事業	改修工事業		
足場工事業	しゅんせつ工事業		
仮設仮設工事業	びんご工事業		
排水工事業	防水工事業		
防犯工事業	建設監工事業		
建築工事業	高度建設工事業		

(注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：平成23年10月 7日
 (この日が10月31日の前日曜日となる場合は、直前金曜日)

※各都道府県により書式が異なる為、本内容とおりの記載を求めるものではありません。

書類 No.8 求人申込書 またはこれに類する書類（見本）

[illegible]

書類 No.9 日本人と同等額以上の報酬であることの説明書（見本）

同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬であることの説明書

要入建設企業

下記のとおり、報酬予定額が同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬であることについて説明致します。

**内のご入力
ご確認をお願い致します。**

外国人および日本人氏名		1号建設技術の日本人 氏名		日本人従事者 氏名	
氏名		年	ヶ月	年	ヶ月
実務経験（年数）					
主な業務					
保有資格					
基本給（月給） （※基本手当、みなし時間外手当を含むこと）		円		円	
雇用給		手当	円	手当	円
		手当	円	手当	円
		手当	円	手当	円
		手当	円	手当	円
		手当	円	手当	円
毎月固定給に支給される他の給金とその月数					
計		円		円	
賞与		有、無		有、無	
退職給		有、無		有、無	

○添付資料

- ・就業規則または賃金規程（作成義務が無く、作成していない企業は除く。）
- ・同等の技能を有する日本人の賃金台帳（直近1年分、賞与を含む。）
- ・同等の技能を有する日本人の実務経験年数を証明する書類（経歴書）
- ・社会保険施設認定書（標準報酬月額決定通知書等、全職員分かつマスキングしていないもの。）

※外国人または日本人が複数いる場合、上記条件がすべて同じ場合1枚の提出でかまいません。欄外にその他の外国人の氏名を記載してください。

※実務経験（年数）は、要入建設企業以前の企業実務期間も通算してください。

※且社たる日本人従事者が複数人いる場合、2枚目またはシートを加工して記載してください。

以上

経 歴 書

氏 名：〇〇〇〇

生 年 月 日：昭和〇〇年〇〇月〇〇日

現 住 所：〇〇市〇〇町1-2-3

最 終 学 歴：〇〇〇〇大学 卒業

入 社 日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

現在に至る

経 験 年 数：鉄筋施工 〇〇年

上記の通り相違ありません。

令和元年 月 日

証明者：〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

必須

必須

必須



参考様式第 1 - 5 号
Mẫu Tham khảo 1-5

特定技能雇用契約書
Hợp Đồng Tuyển Dụng Kỹ Năng Đặc Định

ご確認ください

特定技能雇用契約書
陸上会社 〇〇〇

特定技能外国人 (諸君をさむ。) 〇〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。)

別添の雇用条件書に記載された内容にない。特定技能雇用契約を締結する。

Cơ quan liên hệ kỹ năng đặc định Công ty số nhà 〇〇〇〇 (Đơn vị quản lý Bên A) và
Người nước ngoài có kỹ năng đặc định (các bạn đồng nghiệp) 〇〇〇〇〇〇 (Đơn vị quản lý Bên B)

Chúng tôi rất kỳ vọng đến việc đặc định theo quy định được mô tả trong bản điều khoản dụng cụ làm.

本雇用契約は、乙が、在留資格「特定技能1号」又は「特定技能2号」により本邦に入境して、特定産業分野であっては熟練者が不足するものに属する活動等法令で定める技能を要する業務に従事する活動を開始する時点をもって効力を生ずるものとする。

Hợp đồng này có hiệu lực tại thời điểm Bên B nhập cảnh vào Nhật Bản như từ cách hạn trú "Kỹ năng đặc định số 1" hoặc "Kỹ năng đặc định số 2" và bắt đầu hoạt động công việc của kỹ năng đặc định nghiệp định Bộ Tư Pháp quy định, thuộc nội dung mà bộ trưởng Bộ Tư Pháp đã chỉ định cho lĩnh vực công nghiệp đặc định.

雇用条件書に記載の雇用契約期間(雇用契約の始期と終期)は、乙の入境日が入国予定日と相違した場合に、実際の入境日によって変更されるものとする。

Trường hợp nghiệp năng đặc định số Bên B khác với nghiệp năng các bộ hiện tại thời hạn hạn hợp đồng tuyển dụng ghi trên bản điều khoản dụng cụ (kỹ năng đặc định số và thời gian hiện thực hợp đồng tuyển dụng) sẽ được thay đổi theo nghiệp năng thực tế.

IV. 従事すべき業務の内容
 Nội dung công việc chính yếu

1. 分野 ()
 Lĩnh vực ()

2. 業務区分 ()
 Danh mục công việc ()

IV. 労働時間等
 Các giờ làm việc chính yếu:

1. 就業・就業の時刻等
 Thời gian làm việc chính yếu:

(1) 就業 (08時00分) 終業 (17時00分) (1日の所定労働時間 07 時間 00分)
 Bắt đầu (08 giờ 00 phút) Kết thúc (17 giờ 00 phút) (Số giờ làm việc quy định 1 ngày 07 giờ 00 phút)

(2) 次の制表が労働者に適用される場合
 Trường hợp chế độ sau đây được áp dụng cho người lao động

就業労働時間制 (1年) 単位の変形労働時間制
 Chế độ thời gian làm việc theo đơn vị. Chế độ thay đổi thời gian làm việc đơn vị (1Nga)

※1 年単位の変形労働時間制を採用している場合には、外国語併記の年勤力レンダーの写し及び労働基準監督署へ
 提出した変形労働時間制に関する協定書の写しを添付する。

IV. 交代制として、次の勤務時間の組合せによる。
☐ Chế độ làm việc theo ca được áp dụng theo chế độ sau đây:

就業 時 分	終業 時 分	(適用日	1 日の所定労働時間 時間 分)
就業 時 分	終業 時 分	(適用日	1 日の所定労働時間 時間 分)
就業 時 分	終業 時 分	(適用日	1 日の所定労働時間 時間 分)

備考 (a) 時 分) 備考 (a) 時 分) (1日 1 回) (, số giờ làm việc quy định 1 ngày 07 giờ 00 phút)
 備考 (b) 時 分) 備考 (b) 時 分) (1日 1 回) (, số giờ làm việc quy định 1 ngày 07 giờ 00 phút)
 備考 (c) 時 分) 備考 (c) 時 分) (1日 1 回) (, số giờ làm việc quy định 1 ngày 07 giờ 00 phút)

2. 休憩時間 (120) 分
 Thời gian nghỉ ngơi (120 phút)

3. 所定労働時間の割増 (12 時間 分) 2月 (168 時間 分) 3年 (216 時間 分)
 Số giờ làm việc vượt quá giờ làm (12 giờ 00 phút) 02 tháng (168 giờ 00 phút) 03 năm (216 giờ 00 phút)

4. 所定労働日の週 (6 日) 0月 (24 日) 0月 (288 日)
 Số ngày làm việc trong 1 tuần (6 ngày) 0 tháng (24 ngày) 0 năm (288 ngày)

5. 所定時間外労働の有無 ☒ 有 ☐ 無
 Có hay không làm việc ngoài giờ định 0 có 0 không

◎附則は、就業規則 第 12 条～第 33 条、第 一 条 第 一 項、第 二 条 第 一 項、第 三 条 第 一 項、第 四 条 第 一 項、第 五 条 第 一 項、第 六 条 第 一 項、第 七 条 第 一 項、第 八 条 第 一 項、第 九 条 第 一 項、第 十 条 第 一 項、第 十 一 条 第 一 項、第 十 二 条 第 一 項、第 十 三 条 第 一 項、第 十 四 条 第 一 項、第 十 五 条 第 一 項、第 十 六 条 第 一 項、第 十 七 条 第 一 項、第 十 八 条 第 一 項、第 十 九 条 第 一 項、第 二十 条 第 一 項、第 二十一 条 第 一 項、第 二十二 条 第 一 項、第 二十三 条 第 一 項、第 二十四 条 第 一 項、第 二十五 条 第 一 項、第 二十六 条 第 一 項、第 二十七 条 第 一 項、第 二十八 条 第 一 項、第 二十九 条 第 一 項、第 三十 条 第 一 項、第 三十一 条 第 一 項、第 三十二 条 第 一 項、第 三十三 条 第 一 項、第 三十四 条 第 一 項、第 三十五 条 第 一 項、第 三十六 条 第 一 項、第 三十七 条 第 一 項、第 三十八 条 第 一 項、第 三十九 条 第 一 項、第 四十 条 第 一 項、第 四十一 条 第 一 項、第 四十二 条 第 一 項、第 四十三 条 第 一 項、第 四十四 条 第 一 項、第 四十五 条 第 一 項、第 四十六 条 第 一 項、第 四十七 条 第 一 項、第 四十八 条 第 一 項、第 四十九 条 第 一 項、第 五十 条 第 一 項、第 五十一 条 第 一 項、第 五十二 条 第 一 項、第 五十三 条 第 一 項、第 五十四 条 第 一 項、第 五十五 条 第 一 項、第 五十六 条 第 一 項、第 五十七 条 第 一 項、第 五十八 条 第 一 項、第 五十九 条 第 一 項、第 六十 条 第 一 項、第 六十一 条 第 一 項、第 六十二 条 第 一 項、第 六十三 条 第 一 項、第 六十四 条 第 一 項、第 六十五 条 第 一 項、第 六十六 条 第 一 項、第 六十七 条 第 一 項、第 六十八 条 第 一 項、第 六十九 条 第 一 項、第 七十 条 第 一 項、第 七十一 条 第 一 項、第 七十二 条 第 一 項、第 七十三 条 第 一 項、第 七十四 条 第 一 項、第 七十五 条 第 一 項、第 七十六 条 第 一 項、第 七十七 条 第 一 項、第 七十八 条 第 一 項、第 七十九 条 第 一 項、第 八十 条 第 一 項、第 八十一 条 第 一 項、第 八十二 条 第 一 項、第 八十三 条 第 一 項、第 八十四 条 第 一 項、第 八十五 条 第 一 項、第 八十六 条 第 一 項、第 八十七 条 第 一 項、第 八十八 条 第 一 項、第 八十九 条 第 一 項、第 九十 条 第 一 項、第 九十一 条 第 一 項、第 九十二 条 第 一 項、第 九十三 条 第 一 項、第 九十四 条 第 一 項、第 九十五 条 第 一 項、第 九十六 条 第 一 項、第 九十七 条 第 一 項、第 九十八 条 第 一 項、第 九十九 条 第 一 項、第 一百 条 第 一 項、第 一百 零 一 条 第 一 項、第 一百 零 二 条 第 一 項、第 一百 零 三 条 第 一 項、第 一百 零 四 条 第 一 項、第 一百 零 五 条 第 一 項、第 一百 零 六 条 第 一 項、第 一百 零 七 条 第 一 項、第 一百 零 八 条 第 一 項、第 一百 零 九 条 第 一 項、第 一百 一十 条 第 一 項、第 一百 一十一 条 第 一 項、第 一百 一十二 条 第 一 項、第 一百 一十三 条 第 一 項、第 一百 一十四 条 第 一 項、第 一百 一十五 条 第 一 項、第 一百 一十六 条 第 一 項、第 一百 一十七 条 第 一 項、第 一百 一十八 条 第 一 項、第 一百 一十九 条 第 一 項、第 一百 二十 条 第 一 項、第 一百 二十一 条 第 一 項、第 一百 二十二 条 第 一 項、第 一百 二十三 条 第 一 項、第 一百 二十四 条 第 一 項、第 一百 二十五 条 第 一 項、第 一百 二十六 条 第 一 項、第 一百 二十七 条 第 一 項、第 一百 二十八 条 第 一 項、第 一百 二十九 条 第 一 項、第 一百 三十 条 第 一 項、第 一百 三十一 条 第 一 項、第 一百 三十二 条 第 一 項、第 一百 三十三 条 第 一 項、第 一百 三十四 条 第 一 項、第 一百 三十五 条 第 一 項、第 一百 三十六 条 第 一 項、第 一百 三十七 条 第 一 項、第 一百 三十八 条 第 一 項、第 一百 三十九 条 第 一 項、第 一百 四十 条 第 一 項、第 一百 四十一 条 第 一 項、第 一百 四十二 条 第 一 項、第 一百 四十三 条 第 一 項、第 一百 四十四 条 第 一 項、第 一百 四十五 条 第 一 項、第 一百 四十六 条 第 一 項、第 一百 四十七 条 第 一 項、第 一百 四十八 条 第 一 項、第 一百 四十九 条 第 一 項、第 一百 五十 条 第 一 項、第 一百 五十一 条 第 一 項、第 一百 五十二 条 第 一 項、第 一百 五十三 条 第 一 項、第 一百 五十四 条 第 一 項、第 一百 五十五 条 第 一 項、第 一百 五十六 条 第 一 項、第 一百 五十七 条 第 一 項、第 一百 五十八 条 第 一 項、第 一百 五十九 条 第 一 項、第 一百 六十 条 第 一 項、第 一百 六十一 条 第 一 項、第 一百 六十二 条 第 一 項、第 一百 六十三 条 第 一 項、第 一百 六十四 条 第 一 項、第 一百 六十五 条 第 一 項、第 一百 六十六 条 第 一 項、第 一百 六十七 条 第 一 項、第 一百 六十八 条 第 一 項、第 一百 六十九 条 第 一 項、第 一百 七十 条 第 一 項、第 一百 七十一 条 第 一 項、第 一百 七十二 条 第 一 項、第 一百 七十三 条 第 一 項、第 一百 七十四 条 第 一 項、第 一百 七十五 条 第 一 項、第 一百 七十六 条 第 一 項、第 一百 七十七 条 第 一 項、第 一百 七十八 条 第 一 項、第 一百 七十九 条 第 一 項、第 一百 八十 条 第 一 項、第 一百 八十一 条 第 一 項、第 一百 八十二 条 第 一 項、第 一百 八十三 条 第 一 項、第 一百 八十四 条 第 一 項、第 一百 八十五 条 第 一 項、第 一百 八十六 条 第 一 項、第 一百 八十七 条 第 一 項、第 一百 八十八 条 第 一 項、第 一百 八十九 条 第 一 項、第 一百 九十 条 第 一 項、第 一百 九十一 条 第 一 項、第 一百 九十二 条 第 一 項、第 一百 九十三 条 第 一 項、第 一百 九十四 条 第 一 項、第 一百 九十五 条 第 一 項、第 一百 九十六 条 第 一 項、第 一百 九十七 条 第 一 項、第 一百 九十八 条 第 一 項、第 一百 九十九 条 第 一 項、第 二百 条 第 一 項、第 二百 零 一 条 第 一 項、第 二百 零 二 条 第 一 項、第 二百 零 三 条 第 一 項、第 二百 零 四 条 第 一 項、第 二百 零 五 条 第 一 項、第 二百 零 六 条 第 一 項、第 二百 零 七 条 第 一 項、第 二百 零 八 条 第 一 項、第 二百 零 九 条 第 一 項、第 二百 一十 条 第 一 項、第 二百 一十一 条 第 一 項、第 二百 一十二 条 第 一 項、第 二百 一十三 条 第 一 項、第 二百 一十四 条 第 一 項、第 二百 一十五 条 第 一 項、第 二百 一十六 条 第 一 項、第 二百 一十七 条 第 一 項、第 二百 一十八 条 第 一 項、第 二百 一十九

V. 休口
 Nghỉ việc
 1. 定例日：毎週 日曜日、日本の国民の祝日、その他 (第4条第23条) (年間の合計休日数 78 日)
 Ngày nghỉ: (Tất cả các ngày chủ nhật, các ngày lễ của nước Cộng hòa Dân Chủ Chủ Nghĩa Việt Nam) (Tổng cộng 78 ngày)

2. 非常日：3月・月曜日 W. 土曜日 ()
 Ngày không định lệ: Ngày 3 tháng 3, ngày thứ 2, ngày thứ 6 ()
 ○詳細は、就業規則 第 14 条～第 18 条、第 第 条～第 条、第 条～第 条
 ○Chi tiết trong quy định của công ty được nêu từ điều 14 đến điều 18, điều 条 đến 条, điều 条 đến 条

VI. 休暇
 Nghỉ phép
 1. 年次有給休暇 6 か月後勤続した場合は → 10 日
 有給休暇 5 か月未満の年次有給休暇 ○ 有 () 無 () → 1 月以降で 日
 Ngày nghỉ phép năm: Sau 6 tháng làm việc liên tục thì được hưởng 10 ngày nghỉ phép năm.
 Ngày nghỉ phép năm: Nếu làm việc liên tục ít hơn 5 tháng thì được hưởng 1 ngày nghỉ phép năm.
 2. その他休暇 有給 () 無給 ()
 Các ngày nghỉ khác: Có lương () Không lương ()
 3. 特別休暇 有 () 無 ()
 Ngày nghỉ đặc biệt: Có lương () Không lương ()
 4. 育児休暇 有 () 無 ()
 Ngày nghỉ nuôi con: Có lương () Không lương ()
 5. 介護休暇 有 () 無 ()
 Ngày nghỉ chăm sóc người già: Có lương () Không lương ()
 6. 介護休暇 有 () 無 ()
 Ngày nghỉ chăm sóc người tàn tật: Có lương () Không lương ()
 7. その他休暇 有 () 無 ()
 Ngày nghỉ khác: Có lương () Không lương ()
 ○詳細は、就業規則 第 18 条～第 18 条、第 第 条～第 条、第 条～第 条
 ○Chi tiết trong quy định của công ty được nêu từ điều 18 đến điều 19, điều 条 đến 条, điều 条 đến 条

VII. 賃金
 Tiền lương

1. 基本賃金 月給 (210,000 円) ○ 日給 (円) ○ 時間給 (円)
 Tiền lương cơ bản: Lương tháng (210.000 Yên) ○ Lương ngày (円) ○ Lương giờ (円)
 ○ Chi tiết trong quy định của công ty

2. 手当 (時間外労働の加算賃金を除く)
 (手当、 手当、 手当)
 Các khoản phụ cấp (trừ khoản phụ cấp tính thêm cho giờ làm việc ngoài giờ)
 Tiền phụ cấp (trừ các khoản phụ cấp tính thêm cho giờ làm việc ngoài giờ)
 (手当、 手当、 手当)
 ○ Chi tiết trong quy định của công ty

3. 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる非常勤賃金
 Tiền lương ngoài giờ làm việc ngoài giờ, ngày nghỉ và ngày lễ được trả cho nhân viên làm việc ngoài giờ quy định

(a) 所定時間外 法定月 月60時間以内 (25) %
 法定月 月60時間 (25) %
 所定外 () %
 Ngoài giờ quy định: Với thời gian làm việc ngoài giờ không vượt quá 60 giờ trong tháng (25) %
 Với thời gian làm việc ngoài giờ (25) %
 Với thời gian làm việc ngoài giờ () %

Trường hợp hết thời hạn hợp đồng tuyển dụng mà không có gia hạn hợp đồng tuyển dụng và bên B vì lý do gì đó mà bị mất tư cách lưu trú thì hợp đồng tuyển dụng kết thúc tại thời điểm đó.

本雇用契約書及び雇用条件書は2部作成し、甲乙それぞれが保有するものとする。

Hợp đồng Tuyển dụng này và Bản Điều kiện Tuyển dụng được lập thành 2 bản, bên A và bên B mỗi bên giữ một bản B
bên giữ mẫu 1 (một) bản.

締結日を記載

年 月 日
ky 2012 Nam tháng Ngày

株式会社○○○
甲 代表取締役 ○○ ○○
(特定技能所属姓前名・代表者後継者へ氏名(捺印))

母

乙 アルファベット表記
(特定技能外国人の署名)

Bên A giám đốc đại diện Công ty Đồng dấu
(Tên cơ quan liên kết theo đặc định) Chức vụ người đại diện
(Tên họ)

母国語表記
(Chức ký của người nước ngoài có chữ tiếng
độc định)

印鑑

特定技能外国人（本人の署名）2カ所

参考様式第1-6号
 Mẫu Tham Khảo 1-6

雇用条件書

Bản Điều Kiện Tuyển Dụng

○○○○○○

Kính gửi Ông/Bà

Đề

締結日より前の日付

年 月 日
 Ngày tháng năm

持込持込所属機関名

Tên cơ quan/đơn vị tuyển dụng của

株式会社○○○○

Công ty cổ phần ○○○○

所在地

埼玉県○○○○○○市○○番地○

電話番号

〒○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

代表者

代表者 役職・氏名

○○-○○○○-○○○○

代表取締役 ○○ ○○ ○○

Ngài/Ông/Chị Chủ tịch/Chủ tịch

Điền các dữ liệu cá nhân vào đây

1. 雇用契約期間

Thời hạn hợp đồng tuyển dụng

1. 雇用契約期間

Thời hạn hợp đồng tuyển dụng

(2018 年 12 月 1 日 ~ 2020 年 09 月 30 日)

(Ngày 1 tháng 12 năm 2018 đến ngày 1 tháng 9 năm 2020)

2. 契約の更新の旨

□ 雇用契約を更新しない

□ 契約の更新はしない □ 原則として更新する

□ 契約の雇用契約 □ 契約の更新をしない場合

※ 会社の経営状況が著しく悪化した場合等に、契約を更新しない場合が

SF có trường hợp không续签 hợp đồng công việc, có trường hợp phải chấm dứt hình thức của công việc trước khi hết hạn.

2. 就業（契約更新）の場合

Nếu làm việc:

□ 直接雇用（以下に記入）

□ 派遣雇用（別添「派遣雇用許可決定書」に記入）

□ Tuyển dụng trực tiếp (Điền vào mẫu "Đơn chấp thuận tuyển dụng")

□ Tuyển dụng gián tiếp (Điền vào mẫu "Đơn chấp thuận tuyển dụng")

事業所名

事業所名

所在地

住所

連絡先

連絡先

その他記入

その他記入

株式会社○○○○

Công ty cổ phần ○○○○

埼玉県○○○○市○○番地○

Tên công ty: ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

09-○○○○-○○○○

09-○○○○-○○○○

09-○○○○-○○○○

ご確認下さい。

[illegible][illegible]

特定技能外国人の署名

